

令和7年度 運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

有限会社 ハチレイ

令和7年4月1日

1 輸送の安全に関する基本的な方針

- ① 経営トップ（社長）は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- ② 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。
- ③ 安全管理体制については、以下の規定、体制表を基に構築します。
 - ・安全管理規程
 - ・運行管理規程
 - ・乗務員安全サービス規程
 - ・整備管理規程
 - ・安全管理体制表
 - ・事件・事故等安全緊急体制・連絡体制図

2 昨年度の輸送の安全に関する目標及びその達成状況

① 交通事故発生件数（自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計）

事故の種類	目標件数	結果
人身事故	0 件	0 件
車内事故	0 件	0 件
運転者の疾病による運行の中断	0 件	0 件
車両の装置故障による運行の中断	0 件	0 件

② 輸送の安全に関する計画・予算（設備・機器・教育等）

- ・スタッドレスタイヤの購入
- ・運輸安全マネジメントセミナー参加
- ・旅客全車両にデジタルタコグラフを導入
- ・その他 安全に関する設備や機器
- ・NASVA 適性診断受診による安全運転の指導
- ・無事故無違反表彰制度

以上、年間 50 万円

3 輸送の安全に関する本年度重点目標と計画

- ① 人身事故ゼロ、車内事故ゼロ、運行中断ゼロを継続します。
- ② 関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守し運行にあたります。
- ③ 車両や設備について運行の安全のため改善すべき投資を実施します。
- ④ 内部監査を実施し、必要な是正措置及び予防措置を講じます。
- ⑤ 毎月「事故防止研修会」を計画し、安全に対する研修を実施します。
- ⑥ 経営トップをはじめ、運行管理者や乗務員間の情報の伝達と共有を図ります。
- ⑦ 日常点呼及び健康診断や各種検査により、乗務員の健康維持管理に努めます。

4 道路運送法第 22 条の 2 第 1 項に規定する安全管理規程

→ 前記 1－③「安全管理規程」で定めております。

5 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

→ 前記 3 輸送の安全に関する本年度重点目標と計画に記載しております。

6 輸送の安全にかかわる情報の伝達体制その他の組織体制

→ 前記 1－③「安全管理体制表」「事件・事故等安全緊急体制・連絡体制図」で定めております。

7 輸送の安全にかかわる教育及び研修の実施状況

- ・ 事故防止研修会：毎月 1 回
- ・ ヒヤリハット事例に関する勉強会（ 6 月・9 月・12 月・3 月）

8 輸送の安全にかかわる内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

- ・ 内部監査実施日：令和 6 年 9 月 30 日
- ・ 内部監査対象者：代表取締役、課長（安全統括管理者）、運行管理者
- ・ 実施者：総務次長 木津谷隆
- ・ 監査全般の総評：運輸安全マネジメントの実施について、経営トップが積極的に関与し、安全を最優先に事業運営を行なっていることを確認しました。特に指摘事項はありませんでした。

9 道路運送法第 22 条の 2 第 2 項第 4 号に規定する安全統括管理者に係る情報

10 事業用自動車の運転者、道路運送法第 23 条第 1 項に規定する運行管理者及び道路運送車両法第 50 条第 1 項に規定する整備管理者に係る情報

11 事業用自動車に係る情報

→ 9～11 については、別掲「一般貸切旅客自動車運送事業者が公表すべき事項」をご覧ください。